

平成31年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成31年3月12日（火）

午後3時02分～午後4時23分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定

第 2 協議

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例等に係る千代田区議会定例会議案の撤回について

- (2) 子ども版千代田区共育ビジョンについて

- (3) くだんしたこどもひろばの開設について

【子ども支援課】

- (1) 休日保育の概要について

【子育て推進課】

- (1) 千代田せいが保育園、ベネッセ内神田保育園の内覧会の開催について

【児童・家庭支援センター】

- (1) キッズクラブ神田、東神田らる学童クラブの内覧会の開催について

- (2) ゴールデンウィーク中の学童クラブ保育のご案内について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育広報かけはしの年間予定

- (2) 教育委員会行事予定表

- (3) 広報千代田（3月20日号）掲載事項

【指導課】

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールライフサポーターの業務内容及び連携について

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

教育委員	俣野 幸昭
------	-------

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長代理	小林 真治
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉
文化振興課長	永見 由美
文化振興課係員	井上 海

欠席委員（0名）

欠席職員（2名）

副参事（特命担当）	新治 博
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

皆さん、こんにちは。定刻を少々過ぎましたが、これから定例会を開催いたします。

まずは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者からの申請があった場合には傍聴を許可することとしますので、その点、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ただいまから平成31年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日、教育委員さんは全員出席でございます。

今回の署名委員は、俣野委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

まず若干私のほうから説明させていただきますと、第3の報告ですが、指導課からの報告で、千代田区公立学校教育管理職の異動についてというのがございます。校長、副校長等々の異動ですけれども、この報告につきまして

は、今現在、意思形成過程であるために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして非公開の扱いとさせていただきます。会議においては非公開ということにさせていただきます。

その可否をまずお諮りしたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、後ほど秘密会という形で開催させていただきたいと思います。

◎日程第1 議案

文化振興課

(1) 千代田区指定文化財の指定

坂田教育長

それでは、冒頭の日程から入りたいと思います。

日程第1、議案に入ります。議案第2号、千代田区指定文化財の指定についてでございます。先般、ご協議をいただいた件でございます。

それでは、文化振興課長、お願いします。

文化振興課長

議案第2号、千代田区指定文化財の指定についてでございます。

本件につきましては、本年2月14日の千代田区文化財保護審議会において、杉山鶏児書「大日本帝国憲法発布奉祝文」及び河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵」について、平成31年度の千代田区指定文化財として指定することが適当である旨の答申を受けたため、文化財指定に向けて、先日、2月28日に開催されました教育委員会でご協議いただき、本日、議案という形でご審議いただくものでございます。

平成31年度の指定ということで、1点でございます。

書跡／絵画・工芸品の分類で、杉山鶏児書「大日本帝国憲法発布奉祝文」及び河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵」一張でございます。

指定理由は、明治22年（1889年）2月11日に行われた大日本帝国憲法発布を祝うために、当時の麹町四丁目町会が依頼して制作された幕絵であり、河鍋暁斎の描いた幕として貴重な作例であり、最晩年の制作ということで、美術史上注目すべき作品であります。また、日本近代史においても重要な出来事である明治22年（1889年）2月11日の大日本帝国憲法発布について、千代田区（麹町区）の人々がどのように祝賀したかを今に伝える資料として、歴史的、文化的な価値は高く、千代田区の文化財として指定する価値があるものということでございます。

ご指定いただきますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

前回もこの内容で協議をいただきました。この指定につきまして、何か、ただいまのご説明の中でご質問があれば。

金丸委員

今の説明の中にはなかったんですが、この中に、所在地として、場所は特

定されていますよね。これは今現実にあるところの段階でとどまっているものなのか、今後そこで保管するという保管場所の指定も含まれているのか、いずれなのでしょう。

坂田教育長 はい。これは、保管。どうでしょう。

文化振興課長 今後の保管場所ということでございます。

坂田教育長 はい。金丸委員。

金丸委員 要するに、今後ここに保管しておいて、ほかのところに移すわけじゃないということまで含まれているというふうに理解してよろしいわけですね。要するに、保管する場所はここに特定されていますと。別のところに動かすときには、改めて保管場所の変更というような手続をとりますよと、そういう意味ですね。

文化振興課長 保管場所はこちらで、原則的には固定でございます。万が一、例えば何か施設が移転というようなことが今後あった場合には、また改めてこちらの所在地の部分を変更する手続きになっていくと思います。

坂田教育長 ということでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、採決に移りたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。どうもありがとうございました。賛成全員でございますので、決定をいたしました。

文化振興課長 どうもありがとうございました。

坂田教育長 それでは、文化振興課長はこれで退席をされるということでございます。

どうもありがとうございました。

(文化振興課長、退席)

◎日程第2 協議

指導課

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

坂田教育長 それでは、続きまして、日程の第2、協議事項に入ります。

指導課からの提案でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則ということです。

指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

改正点は、扶養手当における認定要件の見直しと給与簿様式改定の2点でございます。

まず、改正の1点目、扶養手当における認定要件の見直しについてです。

1、改正趣旨は、扶養手当制度の趣旨を踏まえ、国・東京都を初めとする他団体との制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件の見直しを行うものでございます。

2、改正概要ですが、扶養親族の認定に係る収入限度額を、現行は年間140万未満としているところでございますが、改正後は年間130万円未満とすることとします。

国やほかの団体は、税や社会保険の収入限度額を考慮いたしまして、130万円に設定をしております。特別区が、国やほかの団体を上回る状況となっておりますので、制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件について見直しを行うというものでございます。

なお、平成30年の給与改定交渉におきまして、特別区長会から労働団体に扶養手当認定要件の見直しを提案して、平成30年11月22日に妥結をしているところでございます。

3、施行期日につきましては、平成31年4月1日になります。

4、経過措置でございます。平成31年3月31日におきまして、年間収入額が130万円以上140万円未満で認定されている扶養親族たる満60歳以上の父母及び祖父母につきましては、同年4月1日以降、引き続き年間収入が130万円以上140万円未満と見込まれる場合におきましては、平成31年度に限り扶養親族として認定することとしているところでございます。

続きまして、改正の2点目、給与簿様式の改正でございます。給与簿のほうは、A3判のほうで2枚、資料の後方につけさせていただいております。

平成29年度の税制改正におきまして、平成30年度分の所得税から配偶者控除及び配偶者特別控除の制度改正が行われました。新たに所得制限が設けられ、年収1,220万円を超える方が配偶者控除の適用を受けられなくなったほか、配偶者特別控除を受ける場合の配偶者の所得制限の緩和などが行われました。

また、扶養控除等申告書に記載する配偶者の名称が、源泉控除対象配偶者となり、記載すべき対象者の範囲が変更されたほか、年末調整用の書類として、新たに配偶者控除等申告書が追加されております。

その結果、給与簿におきましても、主に給与簿全体の右側の下の部分に当たるところの下線を引いてある部分に変更になった部分です。

なお、施行につきましては、公布の日からということになっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

税法改正、扶養親族の捉え方ということですが。改正後は、130万円未満、10万円引き下げということでございます。

何かご質問、ご意見ございましたら。

俣野委員、お願いします。

俣野委員

そうしますと、これは、現行は140万円未満ということは、扶養になる対

象の金額が減るということですね。だから、140万円もらっている人は、扶養の対象にはなくなるということですよ。

坂田教育長　　そういうことですね。

俣野委員　　受ける側、職員の人にとってみると、デメリットにはならないんですか。

指導課長　　そもそもの趣旨が、税制改正とこちらの限度額の改正は、種を異にするところがございます。今回につきまして、140万から130万円になっているのは、先ほどもお伝えさせていただいた中にもあったように、現在130万円に設定していない都市のほうが、ほとんどなくなってきているというようなところから均衡を図るものです。扶養手当というのは、扶養親族を有する職員に対して支給される手当でございますので、職員が扶養親族を有することにより生ずる生計費を補助する生活費的な性格を有するものであるといった観点から、これによるデメリットはあります。ただ、この部分に関しては、国、都で統一的に130万円の設定にしつつあるということで、ご理解をいただきたいというところでございます

俣野委員　　はい。わかりました。ありがとうございました。

坂田教育長　　ということですね。

　　　　　　　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

金丸委員　　金丸委員。

　　　　　　　要は、今まで特別区が、国とか都に比べて際立って高かったと、それを今回合わせるような形にしたんだと、こういうことで理解すればよろしいんですか。

指導課長　　大まかにはそういうことになります。国のほうは、平成5年度に130万円に引き下げて以降、見直しはしていないという状況なんですね。そういった中で、今、動いてきた平成30年に至るまでの経緯から、140万から130万円に調整をしてきたというところで、今回に至っているということでございます。

坂田教育長　　はい。よろしいですか。

(な し)

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例等に係る千代田区議会定例会議案の撤回について
- (2) 子ども版千代田区共育ビジョンについて
- (3) くだんしたこどもひろばの開設について

子ども支援課

- (1) 休日保育の概要について

子育て推進課

- (1) 千代田せいが保育園、ベネッセ内神田保育園の内覧会の開催について
児童・家庭支援センター

(1) キッズクラブ神田、東神田らる学童クラブの内覧会の開催について
(2) ゴールデンウィーク中の学童クラブ保育のご案内について

坂田教育長

続きまして、日程第3の報告事項に入らせていただきます。

まずは、報告事項の最初でございますが、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例等に係る千代田区議会定例会議案の撤回についてということでございます。

これは先般、区長の提案する条例議案に、教育委員会としても了とした、その条例の撤回ということでございます。

よろしく申し上げます。総務課長、どうぞ。

子ども総務課長

それでは、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例等に係る千代田区議会定例会議案の撤回につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、現在開会中の平成31年第1回千代田区議会定例会に提出いたしました議案、千代田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例、並びに千代田区文化財保護条例の一部を改正する条例、以上2件の条例につきまして、平成31年3月6日第1回区議会定例会継続会におきまして、文化財保護行政の推進体制を改めて検討するためとして、この議案を撤回いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

先般行われた定例会本会議におきまして、そういったことで、今回は条例を取り下げることになりました。ご理解のほど賜りたいと思います。よろしく、どうぞお願いいたします。

それでは、何かございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、引き続き報告事項に参ります。

子ども版千代田区共育ビジョンについてということでございます。

総務課長、お願いします。

子ども総務課長

子ども版千代田区共育ビジョンにつきましてご報告をさせていただきます。

本件につきましては、子どもや保護者に、子どもの権利について理解を深めていただくとともに、共育の理念をわかりやすく浸透させていくために、子ども版共育ビジョンとして、この冊子を作成したものでございます。

作成に当たりましては、昨年8月に、児童館に子どもたちを集めて、ワークショップを開催いたしまして、子どもたちにこの共育ビジョン、これを解説しながら、子どもたちから言葉を引き出しまして、子どもたちの言葉を紡いで、このような形で編集をしたものでございます。

子どもたちの意見をまとめた点につきましては、こちらの冊子の9ページ、10ページ、こちらのほうに記載してございますが、共育ビジョンに掲げ

た3つのテーマにつきまして、それぞれの子どもたちのグループで話し合いをしてもらい、意見をまとめたものでございます。

なお、こちらの冊子、新学期に、小学校4年生から中学3年生までを対象に、こちらを学校のほうに配付いたします。児童並びに保護者にこちらのほうを読んでいただくということを想定しているものでございます。

本件につきまして、ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

新4年生からと決めたのには何か理由があるのでしょうか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

子ども総務課長

新4年生からに決めたのは、特に深い理由があるわけではないんですけれども、一応子どもの権利ですとか、あるいはこういった共育ビジョンといいますか、その辺の理念について、ある程度そういった抽象的な概念をかみ砕いて理解していただくのに、4年生というのを1つの節目というふうに、私ども、これを作成している事務局のほうで考えたということでございます。

坂田教育長

ということでございますが、金丸委員、どうぞ。

金丸委員

要するに、高学年というご理解なんだろうと思うんですけども、人権という立場から考えると、実はもう少し下からでもいいんじゃないかと。ただ、書いてある文字からすると、やはり1年生はちょっと厳しいだろうなどは思います。3年生には渡してもいいのかなという感じはちょっといたしました。そうしろということではありません。

子ども総務課長

ありがとうございます。今後、これで完全に固定ということではなくて、いろいろご意見、ご指摘も賜りながら、よりよいものを目指してまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、お気づきの点等ございましたらよろしくお願い申し上げます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

中川委員。

中川委員

編集をどうするかについて、どこの方が助言をしてくださったのかということと、それから人権擁護委員などの全体の監修みたいなものは受けたんでしょうか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

子ども総務課長

こちらの編集過程に当たりましては、教育委員会の事務局内で、指導課や児童・家庭支援センターと原稿の確認等をしていたんですが、今、中川委員ご指摘の外部の人権擁護委員の方ですとかそういった専門の方のご意見等は頂戴しておりませんでした。今回は、私ども事務局主導でこのような形に編集させていただいております。いわゆるそういったよりきめ細やかな編集過程といいますか、そういった点についても、また、今後ご意見、ご指摘をいただきながら、次回また、改訂に当たりましては検討させていただければというふうに思います。

坂田教育長 ということでございます。
よろしいですか。
金丸委員。 金丸委員。 金丸委員 こういうものって、配っただけじゃ余り意味がないですが、これは、学校の授業で活用するというようなご予定はあるんでしょうか。

坂田教育長 指導課長。 指導課長 はい。確かに委員ご指摘のとおりで、配られてただ読めばいいかという
と、そうではないと考えております。
活用としては、内容を見ていただくと、自分を見つめるためのキーワードのようなものが非常にちりばめられています。あと、子どもの権利もそうですけれども、生命尊重の視点からのフレーズもちりばめられているということから考えると、これからの、今新しく始まりました特別の教科道徳の中で、道徳の授業というのは、教科書を見ていただいたとおり、いろいろストーリーを押さえながら、最終的には自分自身を振り返るという時間をつくり出しています。そういったところでの活用というのは、学校の中でぜひ推進していきたいと考えています。権利を持って自分たちが生まれているということを、どこかで講演をすとか、1時間授業をたっぷりとして、どなたかゲストに来ていただいて、これをもとにお話をしていただくだとか、そういったプログラムも時には必要なのではないのかなと思っています。

もともとは、かなり検討を練られて出された共育ビジョンであるということと、やはりこれを子どもにまで意識を深めていこうという思いは、子どもの権利条約に基づいた視点で、これからの時代を生きていく子どもたちには非常に重要な要素を持っているリーフレットだと思います。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。ということでございます。今回、作成はしましたけれども、その過程において、あるいはまた、今後の活用において、いろいろ課題もあろうかと思っておりますので、徐々に高めていきたいというふうに思います。
それでは、報告事項3つ目のくだんしたこどもひろばの開設についてでございます。
総務課長、引き続きお願いします。

子ども総務課長 それでは、お手元に資料をご用意してございますので、こちらの資料をご覧いただきながらお聞きください。くだんしたこどもひろばの開設についてでございます。
民間の土地を区が無償で一時借用いたしまして、現在、整備中でございます。平成31年4月8日月曜日、この日に開設を予定しております。
名称は、「くだんしたこどもひろば」。
対象は、主に小学生とその同伴者並びに幼児ということを想定しておりますが、もちろんこの対象以外の、より学齢が上のお子様がいらしても、それ

は当然拒むものではございません。並びに、こちらにつきましては、区内の保育所等の代替園庭としても活用を予定しておりますので、保育所等の未就学児を預かっている施設が、こちらのほうをご利用になるということをご想定しております。

こちらの設置期間でございますけれども、本年4月8日から2022年12月末日までを予定しております。これは、12月末日で一旦こちらのひろばの使用を中止いたしまして、その後、原状回復の工事をいたしまして、所有者に原状回復をして返却をするということをご予定しております。

こちらのひろばの構成及び面積でございますが、こちらにつきましては、折り込みの色刷りの資料のほうもご覧ください。

まず、こちら、左肩の上のほうに、「九段下まちかど広場」という広場スペースが設置されておまして、こちらのまちかど広場につきましては、いわゆるフリーなオープンスペースでございますので、こちらでは特にボール遊び等はできないということでございますが、例えば周辺の大人の方ですとかお勤めの方たちが、ここでお昼時くつろいだりできるような、そういったオープンスペースという形になっております。

なお、こちらの九段下まちかど広場におきましては、左の上のほうにございますが、喫煙トレーラーというのを設置予定でございまして、こちらでたばこを吸いたい方がこのトレーラーの中でたばこを吸うことができるという、そういったしつらえになっているものでございます。

次に、こちらの下の部分、くだんしたこどもひろばでございます。こちらは、ボール遊びひろば、こちらが約421平米余、人工芝を敷設しております、あわせて隣接しております遊具エリア1・2、こちらもそれぞれ、人工芝を敷設しております。遊具エリア1に合わせて、314平米余でございます、こちらの遊具エリアのほうには、低年齢の子どもたちが遊べるような遊具、例えば太鼓橋ですとかすべり台といったような、そういった遊具をこちらに固定で設置するというものでございます。

それから、ウッドデッキエリア、こちらにつきましては、砂場とそれを囲むウッドデッキといった仕様になっておりますが、こちらのウッドデッキエリアにつきましては、ドライミストのパーゴラ、いわゆる藤棚状の、そういった休憩スペースといいますか、暑いときに日よけをして、そこでドライミストで涼むことができるといったつくりの休憩スペースとしてしつらえているものでございます。

そして、ここの特徴的な点は、こちらの右肩上のほうにございますミニバスエリア、ミニバスケットのゴール、これを2基設置いたしまして、真ん中に1基、これは大人用のゴールのつくりを1基だけ設置するというものでございます。

なお、自転車置き場、仮設トイレ、手洗い場、水飲み場、このような設備を設置する予定でございまして、こちら、資料、裏面をお開きいただきますと、こちらのご利用いただける時間帯、日曜日から土曜日の毎日、午前9時

から午後5時、これは年末年始を除きます。

そして、運営でございますけれども、こちらにつきましては、管理人が常駐しております、ひろばの管理や清掃を行っていただく管理人の方1名を、管理事務所、こちらに常駐させます。

あわせて、こちらの管理事務所です遊具の貸し出し、無料での貸し出しを行います。

また、プレーリーダータイムとして、毎週土曜、日曜の午後2時から4時までの2時間、この時間については、プレーリーダー、大学生のボランティアのプレーリーダーが、子どもたちの遊び相手となって子どもたちの遊びをサポートするというでございます。

こちら、ひろばの開設につきましては、既に発行いたしております教育広報かけはしの3月7日号、並びに今後、広報千代田の3月20日号、並びに区のホームページへの掲載と、区立小学校等を通じまして、チラシあるいはポスター等、こういったもので周知を図らせていただくものでございます。

こちらにつきまして、ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

民地なものですから、期間限定でお借りをしているということでございます。

遊び場については、とにかく子どもが増えるこの状況の中で、遊び場がないというのは、いろんな区民の方からも出ております。しかし、なかなかこういう土地柄でございますので、恒久的な広場を確保すべきだという話はあるんですが、民間企業のほうで当面活用の計画がないというところをお借りしながらやっているという事業でございます。

ということでございますが、何かご質問等ございましたら。

侯野委員、どうぞ。

侯野委員

今、ざっと計算したら、45カ月ということですよ。今、教育長がおっしゃっていたように、民地で、多分、定期借地かなんかわかりませんが、地代を払ってお借りするわけなんですか。あるいは無償で借りるわけですか。

そうすると、全部でどのくらい費用がかかって、管理人を置いて、月にならずとどのくらい経費がかかるものなんですか。

坂田教育長

総務課長。

子ども総務課長

まず、こちらの民間所有者のほうからの区がお借りしております、こちらの賃料は無料でございます、それから、こちらは定期借地権ではなく。

侯野委員

使用貸借。

子ども総務課長

はい。使用貸借の契約でございます。

それから、こちらの投入しますコストでございますが、まず、施設の整備経費、今現在、整備中でございますが、これは今年度の整備経費が、区の政策経営部の施設経営課というところについておまして、その経費で整備をしております。整備経費は約1億円でございます。

それから、こちらのひろばの運営のための運用経費でございます。こちらは、私ども子ども部の予算で計上しておりますが、こちら、くだんしたこともひろばのトータルの経費、例えば委託料、先ほど申し上げました管理人の契約ですとか、あるいは仮設トイレの賃料ですとか、もろもろこちらを入れてまして、1,500万ほどでございます。

俣野委員
子ども総務課長
俣野委員
坂田教育長

3年間ちょっとで1,500万。
いえ、これは単年度で1,500万ですね。
単年度で1,500万。ああ、そうですか。
運営経費がね。ということでございます。
ほかにございますか。

金丸委員

金丸委員。
これを見ますと、開場時間帯は、日曜から土曜日と書かれています。年末年始もひろばを開けて、年末年始も管理人が駐在しているという、そういう体制だというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

子ども総務課長

失礼しました。ちょっと資料がわかりにくくて、申しわけございません。年末年始はいわゆるここを閉じてしまうという、そういう趣旨でございます。

俣野委員
子ども総務課長

まちかど広場を含めて。
はい。まちかど広場も含めて、こちらは施錠して、閉じてしまうということでございます。

坂田教育長

はい。ほかにございますか。

(なし)

坂田教育長

ということでございますので、よろしく願いいたします。
それでは、次の事項に入らせていただきます。
子ども支援課さんから、休日保育の概要でございます。よろしく願いします。

子ども支援課長

それでは、休日保育の概要について、ご説明させていただきます。
前回の教育委員会の中でご質問があった件でございます。10連休のゴールデンウィークの中、4月30日と5月2日の2日間ですね、こちら、就労で保育が困難な場合にはお子さんをお預かりするという特別保育のほうを行わせていただきたいと思いますと考えております。

利用できる方につきましては、区内在住で休日保育が必要なお子様で、4月30日現在、生後満6カ月以上ということであれば、未就園児の方もお預かりさせていただきます。

実施園につきましては、2園となります。グローバルキッズ飯田橋こども園と神田保育園、その2園で行わせていただきたいと思います。

定員につきましては、それぞれ、各20名ずつ、ただし0歳児のみ3名以内と限らせていただきたいと思います。

保育時間につきましては、午前7時半から午後6時半までは通常の保育、6時半以降の7時半までの延長保育は1時間までという形で実施させていた

だきたいと思っております。

申し込みの期間でございますが、3月25日から4月10日まで、申込先、面接につきましては、実施の園、それぞれグローバルキッズの飯田橋こども園と神田保育園になります。

必要書類はご覧いただいたとおりで、利用料につきましては、0から2歳児クラスは1日5,000円、3歳から5歳児クラスにつきましては1日3,000円、これにつきましては、下の囲みにありますとおり、減免申請をしていただければ、このとおりに免除、また減額のほうをさせていただきたくております。

説明につきましては以上です。

坂田教育長

はい。ということでございます。

ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

これは定員を超える場合も考えられますよね。その場合の選考の基準みたいなものもつくっていらっしゃるのでしょうか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

子ども支援課長

これ、年末保育も同様ではございます。通常の就労されているかどうかといったところにつきまして、例月に各年度ごとの就労ごとの条件のほうを、各保育園の入園関係のものと選考基準のほうを見させていただきながら、例えばひとり親の方であったり、また生活保護世帯であったりとか、そういったところを見させていただいて、優先度合いが高い方につきまして、もし定員を超えるということであれば、そういった選考を区のほうでさせていただいて、保育の実施のほうを決めさせていただきたいと思っております。

ただ、正直、昨年12月29日、30日の年末保育の状況を見させていただきますと、1日9名と、2日目が7人と、合計16名であったといったところを踏まえますと、この40名という枠で多分おおよそ足りるかなというふうには、今のところ考えているところでございます。

以上です。

坂田教育長

はい。ということでございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、次の課題に参ります。

千代田せいが保育園、ベネッセ内神田保育園の内覧会の開催ということでございます。

子育て推進課、今日は代理ですね。お願いします。

子育て推進課長代理

それでは、資料をご覧ください。両面の資料となっております。

こちらのほう、平成31年4月開園の保育所、私立認可保育所2園がございまして、表面が千代田せいが保育園の内覧会のご案内になります。日付は、平成31年3月19日火曜日、15時から19時半の間になります。この時間内であ

れば自由にご覧いただけますので、お時間がございましたらお越しくさ
さい。

裏面、ベネッセ内神田保育園の見学会のご案内になります。こちら、日付
のほうで、平成31年3月28日木曜日、14時から17時の時間帯になります。こ
ちらのほうも、この時間帯であればご自由にご覧いただくことができます
報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

これは、両方とも4月オープンですね。

子育て推進課長代理

はい。

坂田教育長

ということで、まず、中を見ていただきたいということでございますが、
何かご質問ございますか。よろしいですか。

俣野委員。

俣野委員

これ、もう希望者は、定員まで充足したもんなんですか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

子ども支援課長

0から2歳児につきましては、大体定員いっぱいでございます。

3・4・5歳につきましては、幼稚園と保育園のほうの需要が分かれると
いう部分もありまして、全部が定員いっぱいということにはなってございま
せんが、3年ぐらいかけて大体埋まってくるかなといったところになりま
す。

坂田教育長

はい。わかりました。

よろしいですか。ぜひご覧いただきたいなというふうに思います。

それでは、引き続きまして、児童・家庭支援センターからの報告でござい
ます。キッズクラブ神田、東神田らる学童クラブの内覧会、こちら内覧会
の開催についてということです。きょうは所長がおりませんので、子ども総
務課長から説明をお願いします。

子ども総務課長

今日は、児童・家庭支援センター所長が公務の都合で不在でございますの
で、代理で私のほうからご報告させていただきます。

まず、キッズクラブ神田、並びに東神田らる学童クラブ、こちらにつつま
してはそれぞれ、民間の学童クラブでございますけれども、こちらが4月に
新たにオープンいたしますので、新規の開設に当たりまして、内覧会を開催
させていただくというご案内でございます。

まず、キッズクラブ神田につきまして、所在地が内神田一丁目ございま
すが、こちら、内覧会の実施日時につきましては、3月17日並びに3月18
日、それぞれ、こちらに記載の時間帯でございます。

そして、1枚おめくりいただきますと、東神田らる学童クラブでございま
す。こちらにつきましても、内覧会の日時、こちらは同じく3月17日並びに
3月18日でございますが、こちら、所在地は東神田一丁目になっておりま
す。

こちらにつきまして、ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。学童クラブにつきましても、続々と開園して、これからオープンと

ということですので、ぜひご覧いただきたいと思います。

ご質問ございますか。よろしいですか。

では、俣野委員。

俣野委員 これ、両方ともビルの1階という感覚ですかね。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子ども総務課長 両方とも、こちら、ビルの1階部分でございます。

俣野委員 ほとんど建物の中だけでやるような形になるんですかね。

子ども総務課長 おっしゃるとおりでございます。

坂田教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

それでは、次の案件に参ります。

こちら学童クラブの休日の預かりということです。ゴールデンウィーク中の学童クラブ保育のご案内ということです。引き続きお願いします。

子ども総務課長 今年のゴールデンウィークにつきまして、かなり長期間の連休になるということがございますので、学童クラブにつきましても、保護者が就労により保育が困難な場合、こちらにつきましては、現在、千代田区の学童クラブに入会をしているお子さんについて、4月30日及び5月2日、この2日間について、西神田児童センターの学童クラブのほうでお子様のほうをお預かりさせていただくということがございます。

お申し込みいただきます期間は、3月25日から4月10日まで、定員はおおむね20名程度でございます。それぞれ、お申し込みにつきましては、現在在籍をしている学童クラブのほうにお申し込みをさせていただくということがございます。

こちらにつきまして、ご報告は以上でございます。

坂田教育長 はい。ということでございます。

よろしいでしょうか。ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、そういう扱いにさせていただきます。

次の案件につきましては、冒頭にお話ししたとおりでございますので、後ほどということがございます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 教育広報かけはしの年間予定
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田(3月20日号)掲載事項

指導課

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールライフサポーターの業務内容及び連携について

坂田教育長 それでは、その他の案件に入ります。
まず、教育広報かけはしの年間予定、教育委員会行事予定等でございます。
総務課からお願いします。

子ども総務課長 それでは、新年度の教育広報かけはし、こちらの掲載事項案ということで、本日はお示しさせていただくものでございます。
教育広報かけはし、年3回発行でございます。例年、前年度末に翌年度の掲載事項について概略をお示しさせていただいているところでございます。
6月、12月、そして来年3月と、発行号について、それぞれ、このような掲載記事の割りつけといいますか、掲載案ということでご報告をさせていただくものでございます。
こちらにつきまして、ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。広報かけはしの年間予定、今のところそういう骨組みだということでございますが、変更はあろうかと思っております。
侯野委員、どうぞ。

侯野委員 素朴な質問ですけど、年間3回ということで、6月から12月は約6か月あるわけですね。それで、12月から3月までは3か月と、3月から6月までも3か月なんですけども。これは行事の多さで、長年こういう形になっているんでしょうか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子ども総務課長 ただいま侯野委員ご指摘のとおり、どうしても夏休みが間に入ってくるといふこともありますため、この6月から12月は期間があいているという実態が1つにはございます。

坂田教育長 はい。
ほかにございますか。よろしいですか。
(なし)

坂田教育長 それでは、続きまして、教育委員会行事予定表、そして広報千代田、3月20日号掲載事項についてお願いします。
総務課長。

子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表でございますが、本日3月12日火曜日以降3月27日までが表面、そして裏面に、3月28日以降4月14日までの教育委員会の行事を、こちらのほうに掲載させていただいております。
4月6日は九段中等、こちら、入学式、そして4月8日が区立小学校入学式、9日が区立中学校の入学式といったところでございます。
次に、広報千代田、3月20日掲載事項一覧でございます。先ほどご報告させていただきましたくだんしたこどもひろば、並びに九段下まちかど広場が新たにオープンしますという記事をこちらに掲載させていただくということでございまして、それ以下、子ども支援課並びに児童・家庭支援センターの

ゴールデンウィーク期間中における休日保育、あるいは学童クラブの保育の実施についても、3月20日号でご案内をさせていただきます。

以下、裏面のほうは、文化振興課並びに生涯学習・スポーツ課の各種事業を掲載しているものでございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

ありがとうございました。

何かお気づきの点あるいはご意見ございましたら。

金丸委員、お願いいたします。

金丸委員

たしか前回、3月29日に臨時教育委員会という話だったんですけど、これに載っていないのは、時間が決まっていないからですか。

子ども総務課長

大変失礼いたしました。申しわけございません。こちら、掲載漏れでございます。誠に申しわけございませんでした。3月29日、時間は14時からでお願いをいたしまして、臨時の教育委員会を行います。大変失礼いたしました。

俣野委員

14時ですね。

子ども総務課長

はい。14時からでお願いいたします。

坂田教育長

はい。

では、ほかにお気づきの点がございましたら。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

何かございましたら、後ほど賜ればと思います。

それでは、引き続きまして、指導課より、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールライフサポーターの内容につきましてご説明をいただきたいと思っております。

指導課長、お願いします。

指導課長

それでは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールライフサポーターのそれぞれの役割につきまして、前回、教育委員会におきましてご質問がございましたので、今回改めて整理した表をご覧くださいというふうにして報告いたします。

子どもの困り感とか悩み相談、いじめ、そして不登校、そういったものに広域にかかわっていくというのがこの3つの職の役割で、それぞれが連携をとりながら、それぞれの特徴的な役割を生かして、より強固にしていくというところです。

特に、スクールライフサポーターにおきましては、本区独自のものであり、この制度があることによって、より一層有機的な連携を図っていきたいというのが、今後、特に指導課として目指していきたい方向であるということをご認識をいただきたいと思っております。

スクールカウンセラーのほうでございますが、こちらは、区と都と両方いるという形になります。都のほうは、東京都教育委員会のほうが任用審査を行い、そして配置いたします。区のほうは、児童・家庭支援センターに常駐している10名が、小学校、幼稚園を巡回しております。来年度は、中学校の

ほうも区のスクールカウンセラーが回るということで合意形成をしているところでございます。

こちら、主な資格としては臨床心理士であり、主な職務は、児童・生徒・保護者・教職員、特に児童・生徒の心理的支援、心のケアということになってまいります。

具体的な校内での様子といいますと、学校が、スクールカウンセラーがこの日にやってくるということを保護者に周知します。そうすると、保護者は、自分なりに抱えている悩みを、そのスケジュール等を見ながら、スクールカウンセラーを訪ねるということになります。また、空いている時間等につきましても、教室を巡回とかしながら、気になる子どもたちの様子、変容を掴んでいくということでございます。1日の業務の終わりには、必ず記録としてまとめたものを、管理職と内容として共有するというのですが、相談を受けるに当たっては、一定の守秘義務がなされているということで、約束がかわされているということになります。

スクールソーシャルワーカーにつきましてご説明いたします。

こちらの場合は、本区は教育研究所に配置しています。これは、白鳥教室という不登校教室があるということと、児童・家庭支援センターとの連携を図る上において配置しております。勤務は月16日勤務、資格としましては、社会福祉士または精神保健福祉士というものです。

こちらのほうは、主に学校への導入は、平成20年度の初頭から、スクールソーシャルワーカーの立場が入ることが子どもの支援にとって有効であろうという視点が沸き起こりまして、東京都のほうで配置を進めてきた経緯がございます。

主な役割としては、おおむねスクールカウンセラーと、基本的には精神面支援ということでは同じなんですけど、例えば生活困難な家庭に訪問をして、そこに不登校児がいる場合に、生活保護の手続きであるとか、子どもたちが経済的な支援を受けられるような制度を保護者に説明しながら、いろいろな機関とつないでいく機能を持っています。

また、スクールカウンセラーとの違いにおいて一番違うのは、家庭に訪問をしていけるということでございます。カウンセラーは、基本的に学校に常駐して相談を受けます。スクールソーシャルワーカーの利点は、外へ行って、現地での相談や支援ができます。ですので、関係機関の連携、特に警察や児相、家庭支援センターとのネットワークにおいては、また1つ大きな役割を担うという部分にもなります。

そして、本区独自のスクールライフサポーターでございます。こちらのほうは、資格なしという形で採用しています。この制度の一番の有意義なところは、まち、すなわち学校に近い保護者等は、学校の子どもたちに対して声をかけてくれるような形で子どもたちに接することができるという職としては非常に有効であるということでございます。配置は小学校全校、8名という形になっております。

一番大事なことは、スクールライフサポーターにおきましては、日常的な声かけ、見守り、すなわち大きな視点で学校の中を見ていただいて、やはりいじめ防止というのは基本としてあるんですけれども、子どもたちに声をかけ、そして心を解きほぐしたり、結びつけたりといったようなところが、重要な職になってきております。

昨今、このいじめが増えてきたり、子どもの心が殺伐とするような様相から、不登校になってしまう傾向が大変多くなってきているのは、毎月ご報告をしておいででございます。そういったところから、不登校の児童が教室へ、別室なら行けるといったときにも対応していただいたりとか、例えば私も自分自身の経験であるんですが、副校長時代に、あるクラスで不登校の子どもが出ました。学校から私が迎えに行きました。学校になかなか行きたくないので、まさに牛歩というような形で、所々止まりながら、1時間半をかけて、10分で行けるところを登校する。そんなところで、私は副校長の職としてというか、子どものために寄り添って声をかけながら、「どうだ？」と言いながら、道草もつき合いながら行く。そういったような場面は極端な例なんですけど、誰かが来てくれれば、戸をたたいてくれれば来れるといったような子どもも、実際には可能性としてあります。そういったところも、今後は包括していけるような形で、スクールライフサポーターにお力をいただけると、より連携が強固なものになり、学校が、先ほどの権利条約のようなものをしっかりと心に踏まえながら、やわらかな人間関係を立体的に育んでいく、そしてもしものために、様々な情報をここにある全ての職の方々が共有できるということを目指していきたいと思っております。

以上です。

坂田教育長

はい。という趣旨だそうでございますが、どうでしょう。

中川委員、どうぞ。

中川委員

すっきりして、みんなで見守っていこうという形が分かり、それは本当にすばらしいんですが、スクールライフサポーターの不登校児童の別室登校の対応や送迎までということになると、学校全体ではなく、その子1人にかかわっちゃうわけですね。全体を見るということがなかなかできなくなっちゃうと思うんですけれども。そのあたりの調整というのが心配になるんですが。

坂田教育長
指導課長

はい。どうぞ。

はい。そのあたりは、中川委員ご心配のとおりだというふうに思っております。これにつきましては、ここには書いてありますけれども、スクールソーシャルワーカーが送迎を自ら買ってくれる場合もあります。基本は保護者が連れてくるんですが、もしかしたら、このような刺激が必要なのではないかなと思えるような段階で、ちょっと行っていただけたらいいなということで、必ずしも不登校の子に対して、いつも必ず行かなくてはならないというような想定ではありません。不登校に対して、できる1つの手だてとして、

スクールライフサポーターのように、ある意味、長年学校にかかわってくださっている方が、ちょっとした刺激をすることで、その子が変わることがないだろうか、そういった意味での支援と書かせていただいているところでございます。

中川委員

はい。

坂田教育長

ということだそうですね。

ほかにございますでしょうか。

長崎委員。

長崎委員

すみません。この機会に教えてほしいんですが、指導員と支援員という方が学校にいると思うんですが、その違いを教えてください。

坂田教育長

学務課長。どうぞ。

学務課長

指導員については、指導ができる教員資格がある方です。

長崎委員

わかりました。ありがとうございます。

坂田教育長

ほかにありますか。

金丸委員。

金丸委員

スクールライフサポーターのことについて、最後に、「保護者会への参加」とか「保護者の子育て支援」とありますよね。なかなか難しい話だろうとは思いますが、具体的には、いわゆる学校で保護者を集めての説明会やなんかのときにそこにいるだけなんでしょうか。それとも、具体的に何か仕事を受け持つということなんでしょうか。

指導課長

ありがとうございます。これも、先ほど不登校の送迎と同じような形のイメージとして捉えていただきたいのですが。今の保護者は、保護者同士の連携において、誰かから何かを教わるとか、例えば、「いいのよ、それぐらい」と言ってもらえるようなかわりが、私が経験上見てきた限りにおいては、だんだんとなくなってきました。そして私が、これも経験上のことなんですが、校長に在任していたときに、本当にその学校に長く勤めていた、そしていろんな形でかかわってもらった方が、そういったお母さんたちの悩みを聞いてそれをほぐしてあげる方がいて、助かった記憶があります。

先ほどの不登校のことでもそうなんですが、必ずやりなさいということではなくて、その状況に応じて、対応していただけると捉えていただければと思います。

坂田教育長

はい。中川委員。

中川委員

話は違ってしまうかもしれないんですが、そういうふうに学校に長くいた方で、そういった信頼関係を築ける人というのはすごく多いんですね。例えば、ずっといらっしゃる主事さんなんかは、子どもたちといい関係を築けていますね。学校全体がそうになっていけるような雰囲気作りは必要だなというも感じているんですけど。何か本当に、「ああ、〇〇さん」とかって、子どもたちが寄って行く人がいっぱいいるんですね。だから、お母さんたちが寄っていく人もいてくれたらいいなというふうに思います。

坂田教育長

はい。どうぞ。

指導課長 ありがとうございます。まさにこの、今日は3つの職についてお話をさせていただきましたが、こうした方々を含めて、学校のチームの一員だと学校は捉えて、管理職は学校運営をしてもらいたいと思っています。

4月に入ってからの私の頭の中のキーワードは、「子どもを見つめる」というものです。やはり教育の原点に返って、子どもたちをしっかりと見つめていきたいと思います。そういうような気持ちを持って、子どもたちに視線を送ると、子どもたちもきっと変わってくるだろうと。

中川委員がおっしゃられたように、主事さんの中には、本当に子どもとかかわるのが上手な人がいます。いろんな人たちがチームとして子どもたちを見守っているんだよという雰囲気をぜひ持ってもらいたい。そのためには、先ほどの話じゃないですけども、4月当初に、こういう形で行きましょうという発信を、指導課として行っていきたいと思っています。

坂田教育長 金丸委員。

金丸委員 おおよそそのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと、それからスクールライフサポーターの役割分担は理解できました。一番問題なのは、チーム学校になるために、この人たちと学校の先生方との協調体制というのか、連絡体制というのか、それをどう構築するかにきっとあるんだと思うんですね。その辺も上手にやっていただきたいなと思います。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 今、金丸委員ご指摘のとおり、まさに全てをつなげるということが大事です。その発想をやっぱり一番持っていなければならないのは、管理職です。それが学校の経営方針の中にしっかりと位置づいていて、学校の窓口は副校長になります。副校長が地域の人とつながったり、職員室の真ん中に座って、みんなの様子を見て、それをつなげていく。そして、特別支援教育のコーディネーターもいます。教育相談のプロであるスクールカウンセラーもいます。そして、それらをつなぐ主幹教諭がいます。そういったネットワークをしっかりと構築しようと各校園、努力をしているところでございます。昨今のいじめ、不登校、こういった問題を真摯に捉えて、もう一度そういった連携体制を構築していく、これは非常に大事なことだと捉えています。

坂田教育長 はい。ということでございますが。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、概念の整理として、役割の大まかなもの、それとそれぞれの連携というようなことでしたけれども、これからも何度かこういう話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の議題でございますが、先ほど日程の最後にと申し上げました指導課からの報告事項でございます。

一旦ここで休憩をとりたいと思います。5分間の休憩をいただきます。